三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薮内二二〇・二二二の二・二二三の一・二二四の一・二二四の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二二一、二二三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字清蔵ケ内山九〇三四の一（次の図に示す部分に限る。）、九〇三五、字橘山九〇五一、字荒ヒグリ山九〇六〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市大字瓜生野字ツブロケ谷四六四九から四六五三まで、四六五五、四六六二の一から四六六二の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県府中市阿字町字西崎一八一三、甲一八一四、乙一八一四、字コダニ一〇五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西崎一八一三、甲一八一四、乙一八一四、字コダニ一〇五三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字田原一〇六〇〇の一、一〇六〇〇の二、一〇六〇一の一、一〇六〇一の二、一〇六〇二、一〇六〇三の一、一〇六〇三の三、一〇六〇六の一、一〇六〇六の二、一〇六〇七の一、一〇六〇八、一〇六〇九、一〇六一一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第七号

農林水産省

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十七日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

環境大臣　石原　宏高

承認番号　25―46Ｐ―0006

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ（*mpp75Aa1.1*, *vpb4Da2*, DvSnf7.1, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（MON95275, OECD UI: MON-95275-7）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　25―46Ｐ―0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号